

奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の影響によって売上が減少した県内中小企業者等の事業継続を支援するため、早期の売上回復対策又は新型コロナウイルス感染防止対策に係る緊急的な事業活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)、補助の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助対象者	<p>次の1及び2のいずれも満たす者であること。</p> <p>1 次のアからウのいずれにも該当する者</p> <p>ア 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者(中小企業者等)</p> <p>イ 県内に事業所を有する者</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から第3条に規定する補助金交付申請書を提出する月の前月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて20%以上減少した者</p> <p>2 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する中小企業者等(みなし大企業)である者</p> <p>①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業者等である者</p> <p>②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等である者</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等である者</p> <p>④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する者が所有している中小企業者等</p> <p>⑤①～③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等</p> <p>イ 令和2年3月以降に創業した者</p> <p>ウ 国、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人及び公の施設の指定管理者(但し、当該施設にかかる利用者から利用料を徴収する指定管理業者及び公の施設の指定管理業務以外の収益事業を行っている事業者を除く。)</p> <p>エ 政党その他の政治団体</p> <p>オ 宗教法人又は宗教団体(ただし、当該法人又は団体の信者、関係者等であるかを問わず利用できる旅館、食堂、土産物店等であって、宗教活動を目的としない事業を行う者を除く。)</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者</p> <p>キ 県税を滞納している者</p> <p>ク 営業に関して必要な許認可等未取得していない者</p>

	ケ 補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと理事長が判断する者
II 補助事業	次の1及び2のいずれにも該当する事業であること。 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、新たに取り組む事業であつて、次のア又はイに該当するもの ア 売上回復対策 新たな受注先や販売先の獲得につながる事業や売上回復のための生産性向上の事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業及び宗教活動を目的とする事業は除く。） イ 感染防止対策 事業活動において顧客や従業員を感染から守るための事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は同条第13項に規定する「接客業務受託営業」（店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）に係る事業及び宗教活動を目的とする事業を除く。）
III 補助事業期間	令和2年4月1日（水）～令和2年11月30日（月） <u>ただし、導入予定の製品が品薄の状況であるなど補助事業者自らの責めに帰することのできない事由が発生したときは、補助事業期間延期願出書（第13号様式）により、理事長が認める場合は、令和2年12月31日（木）まで延長することができる。</u>
IV 補助対象経費	補助事業の実施に必要な経費（理事長が別に定める経費を除く。）
V 補助率	4分の3以内
VI 補助金の額の算定方法	補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）と50万円を比較して少ない方の額。ただし、20万円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

事業の区分	添付書類
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 事業結果概要書（その1）兼収支決算書（第2号様式）
	(2) 事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類
	(3) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類
	(4) 経費の精算根拠が確認できる書類
	(5) 誓約書（第3号様式）
	(6) 役員名簿（第4号様式）
	(7) その他理事長が必要と認める書類
ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業	(1) 事業計画書兼収支予算書（第5号様式）
	(2) 事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類
	(3) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類
	(4) 経費の積算根拠が確認できる書類

	(5) 誓約書 (第3号様式)
	(6) 役員名簿 (第4号様式)
	(7) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、交付決定通知書(第6号様式①、第6号様式②)により通知するものとする。

2 理事長は、補助金の交付に際し、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ理事長の承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 前号の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、第8条第2項に定める期間内において理事長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の規定により理事長の承認を得て第2号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を理事長に納付させることがあること。
- (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(指示及び検査)

第5条 理事長は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業の中止等)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)届出書(第7号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の引継等)

第7条 次のいずれかに該当する者が、補助事業を引き続き実施しようとするときは、速やかに事業引継承認申請書(第8号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者から事業の承継を受けた者
- (2) 補助事業者と合併した者
- (3) 法人化した者

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業完了後30日を経過する日又は令和2年12月15日(火)のどちらか早い方の期日までに、実績報告書(第9号様式)に次の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

ただし、第2条 III 補助事業期間に定める補助事業期間延期願出書(第13号様式)により、理事長が認める場合は、令和3年1月18日(月)まで実績報告書の提出を延長することができる。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類
第3条の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業	(1) 事業結果概要書(その2)兼収支決算書(第10号様式)
	(2) 経費の精算根拠が確認できる書類

(同表の区分の欄の i) に
該当する事業は含まない)

(3) その他理事長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、額の確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

なお、第3条の表中の i) の事業の場合においては第4条1項に規定する交付決定通知書記載の金額を以て額の確定とみなす。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第12号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 理事長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定により理事長が付した条件に反したとき

(2) 第5条の規定による理事長の指示に従わなかったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、理事長は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 前項の財産のうち、50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間が経過するまでは、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(収益納付)

第12条 理事長は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者が収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第13条 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、第8条の規定にかかわらず、第3条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、第9条第1項の規定にかかわらず、第4条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。